

## ■ グループホームおりつめ 入居利用者料金 ■

(令和3年4月からの料金表です)

介護度	介護保険給付対象						介護保険給付明細合計金額(31日)	介護保険給付対象外(1日あたり)				介護保険給付対象外合計金額(31日)	利用料金合計金額(31日)
	介護サービス費(1日)	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22円(1日)	認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3円(1日)	合計(31日)	処遇改善加算(Ⅱ) 8.1%(31日)	特定処遇改善加算(Ⅱ) 2.3%(31日)		食費	住居費	水道光熱費	日用品費		
要支援2	760	22	3	24,335	1,971	559	26,865	800	800	800	50	75,950	102,815
介護度1	764	22	3	24,459	1,981	562	27,002	800	800	800	50	75,950	102,952
介護度2	800	22	3	25,575	2,071	588	28,234	800	800	800	50	75,950	104,184
介護度3	823	22	3	26,288	2,129	604	29,021	800	800	800	50	75,950	104,971
介護度4	840	22	3	26,815	2,172	616	29,603	800	800	800	50	75,950	105,553
介護度5	858	22	3	27,373	2,217	629	30,219	800	800	800	50	75,950	106,169

(初期加算：入所時から30日間のみ、1日30円の加算が付きます。)

(入院時費用：入院した月に6日を限度に、1日246円の加算が付きます。)

### ■ 加算についての説明

- ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ⇒介護福祉士の資格を持った職員が70%以上配置されていること。
- ・認知症専門ケア加算(Ⅰ) ⇒認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置していること。  
(認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上の方に加算が付きます)
- ・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) ⇒介護職員の処遇改善手当とさせていただきます。(月額の前定金額に8.1%を乗じた金額です)
- ・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) ⇒資質向上、労働環境・処遇の改善およびその他処遇改善手当(月額の前定金額に2.3%を乗じた金額です)
- ・新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価加算基本報酬に0.1%上乗せした金額(期間：令和3年から9月末まで)

### ■ その他の利用者負担金

おむつ代、理美容代、娯楽費、医療費等の介護保険給付対象外の経費は実費となります。